

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年 8 月14日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

## 市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成26年6月27日（金）

### 2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成25年度は86,742,160円の純利益を計上し、4年連続で黒字決算となったことで経営改善は図られており、また第1次中期経営計画の最終年度であり目標は達成されてはいるものの、今後も安定した経営を持続し、地域の中核病院としての役割を果たすためには、医師を始め看護師等の適正な配置を行うとともに、なお一層、職場環境の改善に努められたい。

また、年々増加傾向にある医療費の自己負担金に係る未収金は、病院の健全な経営に影響を与えることや負担の公平性を考慮し、その発生を抑える対策について、他の自治体病院等の取組みを研究し、新たな対応を取ることで、更なる未収金の削減に努められたい。

なお、地方公営企業法の適用においては、十分に協議を行っていただき効率効果的な病院の運営を図っていただきたい。

### 5 予算執行状況

市立敦賀病院の予算執行状況は別表1～1③のとおりである。